

鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の管理職手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組織		職	区分
市長部局	本庁	公室長、部長及び監	1種
		参与（特に指定したものに限る。）	2種
		課長及び監	3種
		参事（特に指定したものに限る。）	4種
	総合支所	総合支所長	2種
		住民サービス課長	3種
		課長及び監	4種
		参事（特に指定したものに限る。）	4種
会計管理者所属の組織	会計管理者	3種	
	出納室長	3種	
議会事務局	事務局長	1種	
	事務局次長	3種	
教育委員会	本庁	教育次長	1種
		参与（特に指定したものに限る。）	2種
		課長	3種
		参事（特に指定したものに限る。）	4種
選挙管理委員会	事務局長	3種	
監査委員	参与（特に指定したものに限る。）	2種	
	事務局長	3種	
	参事（特に指定したものに限る。）	4種	
農業委員会	事務局長	3種	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	1 種	59,800円
	2 種	50,600円
6 級	2 種	46,600円
	3 種	42,500円
	4 種	34,000円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。